

第51号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条および第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「を超える場合には、ポスター掲示場の数」を「に1.1を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。以下「基準枚数」という。）を超える場合には、基準枚数」に改める。

第11条中「ポスター掲示場の数に相当する数」を「基準枚数」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(説明) 区議会議員および区長の選挙運動に係る自動車の使用等の公費負担の単価を改めるほか、公費負担するポスターの上限枚数を改める必要がある。